

ホーホー H O H O レター



よ読み終わったら、お家の人にも、読んでもらってくださいね！

令和5年9月に相談室ができて、3年目をむかえています。大切な子どもの権利について、もっとたくさんの人に知ってもらえるように、ふくろう相談室が行っている取組を紹介します。

ほうこく
ご報告

「子どもの権利ってなあに？」 動画を見ることが出来ます！

すべての子どもが生まれたときから持っている大切な権利を守るために、豊島区には、「豊島区子どもの権利に関する条例」が定められています。令和8年は、この条例ができて20年の節目の年を迎えます。この条例に込められている思いや、子どもたちが持っている大切な7つの権利について、動画でわかりやすく説明しているよ！

豊島区の小・中学生に配布されている学習用タブレットの中にある共有ブックマークから「[動画]子どもの権利ってなあに？（豊島区ふくろう相談室）」をクリックすると、タブレットからも動画を見ることが出来るよ！また、豊島区ホームページにある豊島区公式としまななまるチャンネル(YouTube)や、こちらの二次元コードからも動画を見ることが出来るので、お友達やご家族と一緒に見てみてね！



大切な子どもの権利を
わかりやすく学べるよ



Check !

子どもたちの居場所となる施設に訪問しています！

子どもたちの大切な居場所である「中高生センタージャンプ」と「子どもスキップ」に、ふくろう相談室から子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員が定期的に訪問しています。小学生で相談したいことがある人は、子どもスキップの職員の方に希望を伝えてもらえれば、子どもの権利相談員が子どもスキップを訪問して、みんなのお話をゆっくり聞きましょう！小さなことでも大丈夫。お話を聞かせてね！

としまく こ も たいせつ けんり 豊島区の子もたちが持っている大切な7つの権利

こんかい
今回は、そのうちの2つの権利について紹介します！



あんしん い 安心して生きること

子どもは、愛されながら育ててもらうことができます。どんな理由があっても、あらゆる差別や偏見を受けることもありません。また、虐待や体罰、いじめを受けずに、心や体が守られ、安全・安心に過ごすことができます。

たいせつ ぞんざい
あなたは大切な存在だよ！

こせい そんちよう 個性が尊重されること

子どもは、一人ひとりの違いが個性として認められます。それぞれの可能性やお互いの個性を大切にしながら、自分らしく成長することができます。また、人に知られたくないことや秘密が守られ、プライバシーが尊重されます。

じぶん い
自分らしく生きていこう！



そうだんしつ でんわ ふくろう相談室に電話やメールをするとどうなるの？

でんわ れんらく
電話やメールで連絡する

なまえ い だいじょうぶ
名前は言わなくて大丈夫だよ！

でんわ はな すこ あんしん
電話で話したら、少し安心
できました。(* ^ ^) v

あ はなし
会ってお話をしたい(いつ・どこで会えるか決める)。

そうだんしつ くみん あ はなし
ふくろう相談室や区民ひろばなどで会ってお話をする。

でんわ
また、電話かメールでお話したいです。

あんしん
安心できたので、
また、困ったら電話かメールをします。

はな
また、話したいです。
つぎは○月○日にお願
いします。

かっこう うち ひと はなし
学校やお家の人と、いっしょに話を
してほしいです。または、自分の代
わりに学校やお家の人に気持ちを伝
えてほしいです。



どのように話していきたいかは、あなたがきめてよいのです。(子どもの権利に関する条例 第8条)

ふくろう相談室開室時間 火～金曜日 午前10時～午後5時45分 (祝日・年末年始はお休み)
相談用電話・FAX 03-5985-9580 メール kodomosoudan@city.toshima.lg.jp

※メール・FAXはいつでもOK！学校のタブレットには、メールのおへんじが、とどきません。
連絡できる方法 (メールアドレスや、電話番号) を書いてください。

右の二次元コードを読み取ると、メール送信フォームにつながります→

